

京都市消防局訓令乙第10号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局警防規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

京都市消防局長 山内博貴

目次中「第5章 警備計画（第41条・第42条）」を
「第5章 特別消防対象物の指定
第6章 警備計画（第42条）」

（第41条）に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に改める。
」

第7章を第8章とし、第6章を第7章とする。

第5章中第41条を削り、同章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 特別消防対象物の指定

（特別消防対象物の指定）

第41条 局長は、別に定める大規模人命危険対象物及び別に定める文化財対象物のうち、
特別な活動が必要と認める対象物を特別消防対象物に指定するものとする。

別表第1備考5中「警防班員」を「班の要員」に改める。

別表第2(2)の項中「特別消防対象物火災出動計画」を削り、同表(3)の項中

「

| |
|------------------|
| 特殊災害出動計画 |
| 高速道路トンネル特殊災害出動計画 |
| 危険物火災出動計画 |
| 地下火災出動計画 |

」を「

| |
|------------------|
| 特殊災害出動計画 |
| 高速道路トンネル特殊災害出動計画 |
| 危険物火災出動計画 |
| 地下火災出動計画 |
| 特別消防対象物火災出動計画 |

」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)